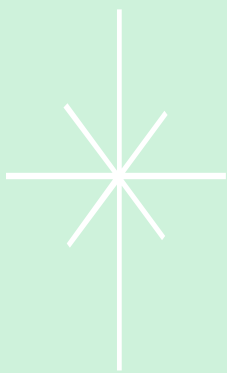
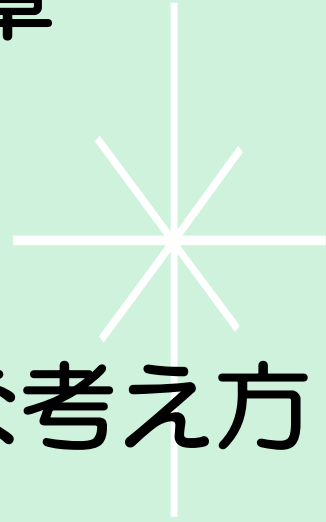


第 3 章

計画の基本的な考え方



1. 計画の基本理念

市民一人ひとりが相互に助け合い、様々な活動に積極的に参加し住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

共に支えあい、共に生きる
福祉のまちづくり

2. 計画の基本目標

計画の策定に先駆け、市と社会福祉協議会は、市内27会場において、「住民ふくし座談会」を開催（平成27年7月31日から12月4日）し、生活の場である身近な地域に対する住民の思いを集約しました。そして、これをもとに、すべての人が、年齢、性別、障害の有無などに関わりなくお互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける社会の実現に向け、「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現をめざして」を掲げ、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標①

安心して生活できるまちづくり

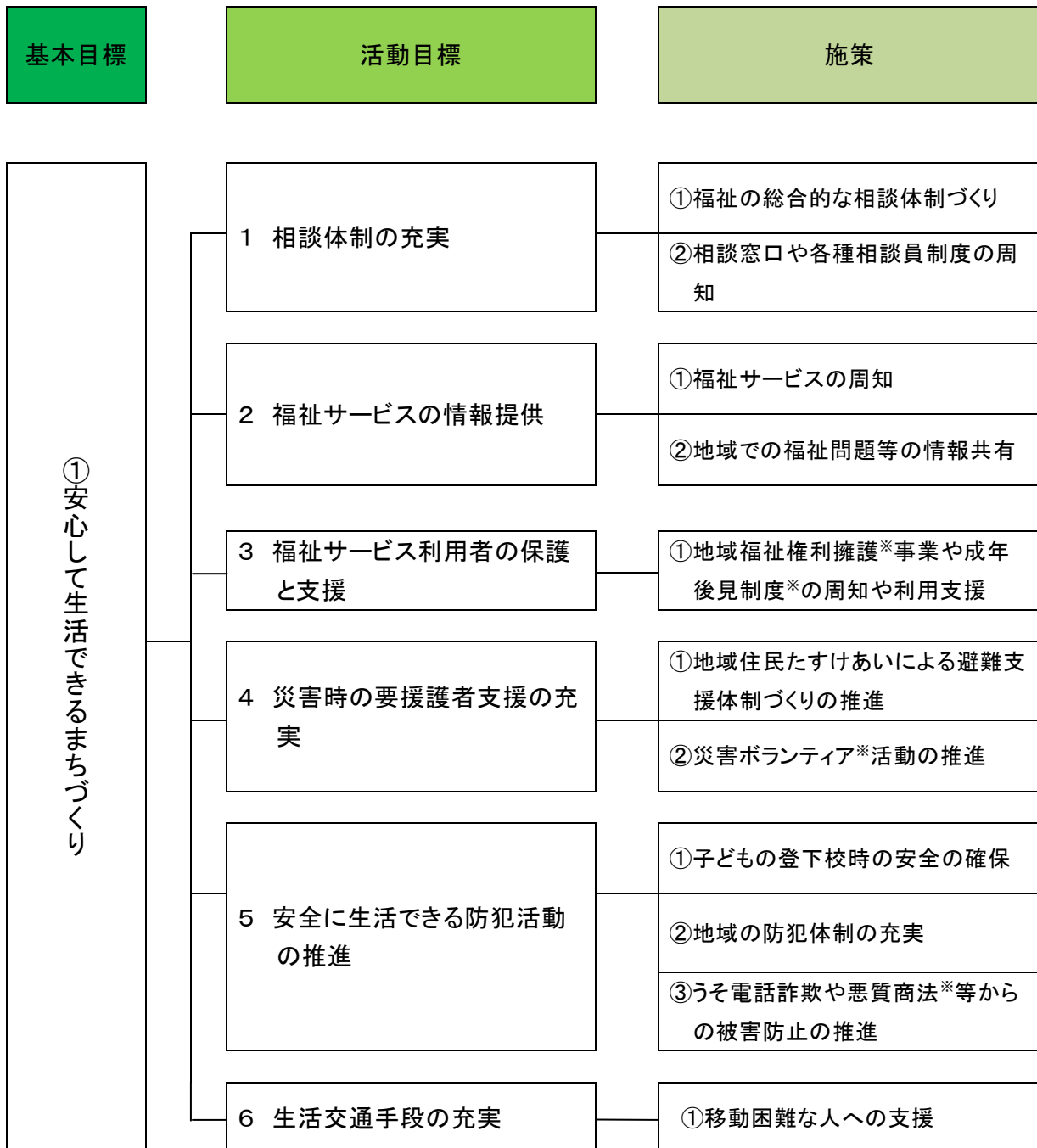
基本目標②

地域のつながりづくり

基本目標③

地域で活動するひとづくり

3. 施策の体系



※ **権利擁護** 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

※ **成年後見制度** 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

※ **災害ボランティア** 地震や火山の噴火、水害などの自然災害が起こった地域の住民を助けるために行うものを指す。

※ **悪質商法** キャッチセールス、電話勧誘での資格商法などに加え、住宅ローンを絡ませた家屋リフォームなどの工事商法、インターネットを利用した電子詐欺、高額な商品や治療法を売りつけるアトピービジネス、架空請求、振り込め詐欺など。

